

TTC DSL専門委員会スペクトル管理SWG

日付:2004年1月29日

提出元:NTT東日本

題名:「DSLサービスの位置付け」に関する弊社の考え方

1.はじめに

本寄書は、前回のスペクトル管理SWG会合において出た、「DSLサービスの位置付け」とも言える「既存ユーザの下り速度に大きな影響が出る事は容認出来ない」という複数社の意見に対し、弊社の見解を示すものである。

議論を空転させないために、まず、各社の「DSLサービスの位置付け」の方針を合わせた上で議論する必要があると考える。

2.DSLサービスに対する弊社の考え方

DSLサービスはベストエフォートサービスであり、伝送速度を保証するサービスではない。

JJ100.01 第2版の保護判定基準に基づきスペクトル適合性が確認された方式からの干渉による速度低下は、許容する。

許容範囲(保護判定基準値)内において、帯域を最大限使用することは、DSLサービスの更なる高速化・長延化等の性能向上に繋がり、ユーザの選択肢が増える事は好ましいことである。

よって、上りの高速化もADSL事業の発展には重要である。

3.最後に

JJ100.01 第2版を超える妥協や措置を行う際には、将来の新方式に備えて普遍性(不変性)を確保出来るよう、技術的な根拠による正確な表現で結論づけられるべきと考える。

その都度、妥協点を見出すような営みは、通信事業者の事業展開計画及びメーカーの開発計画が成り立たなくなり、結果としてユーザへの新規技術によるサービス受益の機会を損なう等、ユーザの不利益に繋がる場合があるため反対する。

以上